

令和6年度茨城県献血推進計画

1 目的

この計画は、県内で医療に必要とされる輸血用血液及び原料血漿を安定的に確保するため、令和6年度に献血により確保すべき血液の目標量を定めるとともに、献血の一層の推進を図ることを目的として、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」(昭和31年法律第160号)第10条第5項の規定に基づき定めるものである。

2 献血目標

県内医療機関で必要とされる輸血用血液量及び国から割り当てられた原料血漿確保目標量(28,759ℓ)を勘案して、献血により確保すべき血液の目標量は、全血献血29,604ℓ、成分献血15,766ℓの合計45,369ℓとし、その献血目標量を確保するための献血者数は103,562人とする。

区 分		献血者数(人)	献血量(ℓ)
全血献血	200mL献血	2,706	541
	400mL献血	72,656	29,062
	計	75,362	29,604 [※]
成分献血	血小板	6,000	3,237
	血 漿	22,200	12,528
	計	28,200	15,766 [※]
合 計		103,562	45,369 [※]

※ 小数点以下の端数調整のため、計が合致しない。

3 献血目標を達成するための取り組み事項

県、市町村及び茨城県赤十字血液センター(以下「血液センター」という。)は、協力して血液目標達成のため、以下の血液事業を推進する。

(1) 広報活動

県及び血液センターは、市町村と連携して、広く県民に献血の意義を理解していただき、協力を得るため、次の広報媒体等を活用した広報活動を実施する。

- ア ホームページを活用した情報発信
- イ X(旧ツイッター)、LINE等SNSによる情報発信
- ウ 動画広告、ラジオ放送等を利用した広報活動
- エ 県、市町村の広報紙による広報活動
- オ タウン誌による広報活動
- カ 献血啓発用ポスター、チラシ、リーフレット等の配布
- キ 報道機関への資料提供
- ク 血液センター社屋を活用したセミナーの実施、広報活動
- ケ イベント会場等における広報活動等

(2) 各種イベントとの連携

血液センターは、県及び市町村と連携して、県内で開催されるイベント時に移動採血車を積極的に配車し、献血への協力を呼び掛けるとともに献血思想の普及啓発に努める。

(3) 若年層の献血推進

県及び血液センターは、市町村と協力して若年層の献血者育成に努める。

- ア 高校生、大学生等を対象とした普及啓発キャンペーンの実施
- イ 中学生、高校生、大学生等を対象としたポスター・リーフレット等の配布
- ウ 県教育委員会、県私学協会等との連携強化
- エ 献血セミナー（リモート含む）、出前講座の実施、献血未経験者への献血、Web 会員サービス「ラブラッド」登録推進
- オ 高校、大学及び専門学校等での学内献血の実施
- カ 学内献血未実施校への協力依頼
- キ 親子献血キャンペーンの実施
- ク 学生ボランティアと連携したキャンペーンの実施
- ケ 献血者紹介キャンペーン、複数回献血誘導キャンペーンの実施
- コ アニメキャラクター「ガールズ&パンツァー」や茨城県公認 Vtuber「茨ひより」等を使用した啓発活動の実施

(4) 企業等の献血推進

血液センターは、県、市町村及び各地域商工会等の協力を得て、集団献血に協力いただける企業・団体を募り、献血血液の安定確保に努める。

- ア 新規献血実施事業所の開拓
- イ 献血休眠状態事業所の再開依頼
- ウ 献血協賛企業・団体へロゴマーク（献血サポーター）の配布
- エ 複数回献血協力事業所の拡大

(5) 複数回献血者対策の実施

血液センターは、複数回献血を推進し、献血血液の安定確保に努める。

- ア 献血 Web 会員サービス「ラブラッド」の登録推進、会員限定特典等の展開
- イ 登録者へのメール・ハガキによる献血協力依頼
- ウ 初回献血者へのお礼状の送付・再来依頼
- エ LINE 登録推進、お友達登録者限定のクーポン配信等による誘導

(6) 献血推進組織等の育成

県、市町村及び血液センターは、献血推進団体等の育成に努める。

- ア 献血推進ボランティアの連携強化
- イ 県から市町村献血推進事業補助金の交付

(7) 献血不適格者対策の実施

血液センターは、献血会場において、低血色素により献血ができなかった献血申込者に対して、パンフレットを配付し、食生活改善等により次回献血への協力を推進する。

(8) 献血功労者（団体）表彰の実施

献血の推進に積極的な協力を行い、他の模範となる実績を示した個人・団体に対して、感謝の意を表するとともに一層の献血の推進を図るため、表彰を実施する。

- ア 厚生労働大臣表彰状・感謝状の伝達
- イ 県知事感謝状の贈呈
- ウ 日本赤十字社有功章・支部長感謝状の贈呈

(9) 献血推進会議等の開催

献血推進事業等の課題等について協議するため、協議会及び会議を開催する。

- ア 県献血推進協議会の開催
- イ 市町村献血推進協議会等の開催
- ウ 献血推進協議会等がない市町村への働きかけ
- エ 市町村献血業務担当者研修会の開催

(10) 献血者が安心して献血できる環境の改善

血液センターは、献血の受入れに当たっては献血者を懇切丁寧に接遇するよう特に留意する。また、献血者の要望を把握し、これを踏まえて献血受入れ体制の改善に努める。

- ア 献血者の利便性への対応(立地条件を考慮した採血所の設置や献血受付時間の設定など)
- イ 初回献血者が抱えている不安等の払拭(採血の手順や採血後の過ごし方等の事前説明、採血後の安全確保)
- ウ 子育て世代のニーズに合った環境整備
- エ 移動採血会場における、受付・休憩場所等の改善
- オ 献血者が安心して献血できるよう感染症対策を十分に行うとともに、献血者への対策についての情報発信を適切に行う。

4 その他

(1) 血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応

県及び血液センターは、赤血球製剤等の在庫水準を常時把握し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合には、血液センターが策定した対応マニュアルに基づき、供給に支障を及ぼすことのないよう対策を講ずる。

(2) 災害時における血液の確保等

県及び血液センターは、茨城県地域防災計画に基づき、需要に見合った広域的な血液製剤の確保に努めるとともに、円滑に医療現場に供給されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(3) 合同輸血療法委員会の開催

限られた資源である血液製剤の使用適正化を更に促進するため、県内医療機関及び関係機関・団体から構成される合同輸血療法委員会を開催し、その方策等を検討する。

(4) 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価

県は、血液センターと適宜連絡調整し、献血推進施策の進捗状況について確認及び評価を行うことにより、次年度の献血推進計画等の作成に当たり参考とするとともに、必要に応じ献血推進施策の見直しを行う。